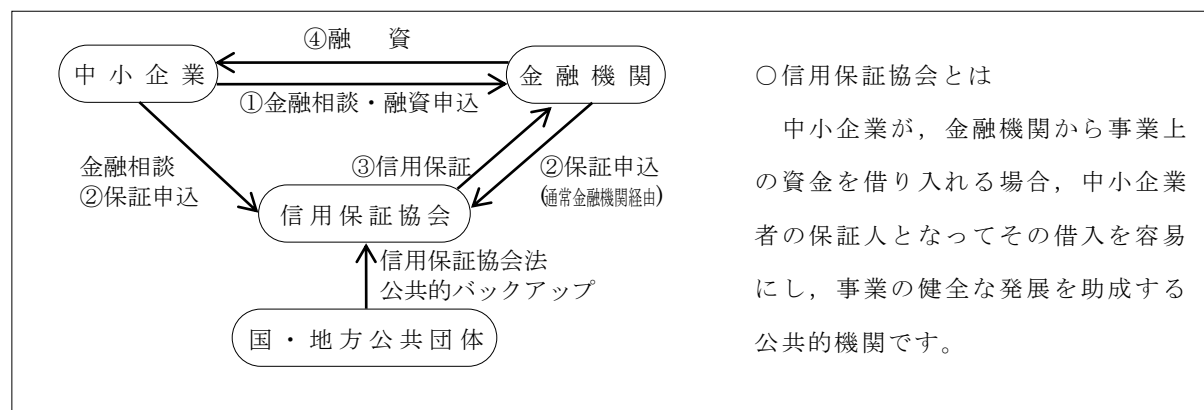


# 令和6年度 呉市中小企業融資のご案内

## 申込みにあたって

- 申込みに必要な書類
- 借入申込書
  - 印鑑証明書 申込人（法人・個人）及び保証人等 1通（保証付の場合2通）
  - 住民票 申込人（個人） 1通（保証付の場合2通）
  - 商業登記簿謄本 申込人（法人）及び保証人等 1通（保証付の場合2通）
  - 決算書・確定申告書 写し1通（保証付の場合2通）
  - 試算表 写し1通（保証付の場合2通）
  - 営業許可書等 写し1通（保証付の場合2通）〔許認可・登録届出を要する業種のみ〕
  - 設備の見積書 写し1通（保証付の場合2通）〔設備資金借入の場合〕
- ※ 資金によっては、別に必要な書類を定めています。
- ※ 2,3,4,5,7については、新規申込及び変更時に必要です。ただし、金融機関によっては申込の都度必要となる場合がありますので、金融機関にご確認ください。
- ※ 保証付とは、信用保証協会の保証付で融資を申し込むことです。この場合、別に信用保証委託申込書等が必要となります。
- ※ 2,3,4について、信用保証協会に提出する場合は写しでも可。
- 融資制度利用のポイント
- 経営の実態をよく知っておくこと  
経営者が自分の事業の実態をよく知っていないようでは金融機関の信用は、得られません。
  - 金融機関と緊密に取引すること  
金融機関と常時取引関係をもつことは経営上便利なばかりでなく、それが信用の基となり、借入を行う場合に円滑にいくことが多いようです。
  - 資料を整えておくこと  
金融機関に事業の財務内容、返済能力、資金の用途を具体的に数字で説明できるよう経理の資料を整理しておきましょう。

## 申込みから融資まで



## お問い合わせ先

【融資制度に関すること】  
呉市産業部商工振興課（呉市役所5階）  
TEL 25-3815

【信用保証に関すること】  
広島県信用保証協会呉支所  
TEL 21-9281

【中小企業の金融相談について】  
呉商工会議所中小企業相談部  
TEL 21-0151

【申込先について】  
各取扱金融機関

## 申込みが出来る方

融資申し込みには次の資格要件が必要です。

- 呉市において1年以上引続き同一事業を営んでいること。（創業支援資金を除く）
- 市民税の課税対象者で、かつ滞納していないこと。
- 広島県信用保証協会の保証対象事業を営む中小企業者であること。
- 許認可等を必要とする業種は、その許認可等を取得していること。
- 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等に該当しないこと。  
ただし、不渡処分によって金融機関と取引停止中の者、協会から代位弁済を受け、現に求償債務のある者及びその連帯保証人は、申込みができません。

## 中小企業者とは

- 中小企業者の定義
- 製造業、建設業、運輸業等  
資本金3億円以下又は従業員300人以下
  - 卸売業  
資本金1億円以下又は従業員100人以下
  - 小売業（飲食店を含む）  
資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
  - サービス業  
資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
  - 医療法人等  
従業員300人以下
- （特例）
- ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）  
資本金3億円以下又は従業員900人以下
  - ソフトウェア業、情報処理サービス業  
資本金3億円以下又は従業員300人以下
  - 旅館業  
資本金5,000万円以下又は従業員200人以下
  - 旅行業  
資本金3億円以下又は従業員300人以下
- 小規模事業者の定義  
従業員20人（商業、サービス業5人（宿泊業・娯楽業・旅行業は20人））以下

## 対象となる業種

製造業、鉱業、土石採取業、木材伐出業、建設業、物品販売業（卸売業、小売業、飲食店）、不動産業、運送業、貨物運送取扱事業、倉庫業、電気・ガス・熱供給・水道業、印刷業、出版業、金融業・保険業、サービス業（物品賃貸業、宿泊業、洗濯・理美容・浴場業）、その他の生活関連サービス業、旅行業、映画・娯楽業、広告業、放送業、情報通信サービス業、運輸サービス業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、専門サービス業、技術サービス業、医療・福祉、廃棄物処理業、教育・学習支援業、その他のサービス業、郵便業、通信業

（非対象業種等）  
農業、林業、漁業、金融・保険業（一部の金融業、保険業を除く）、風俗営業、政治・経済・文化団体、学校法人、宗教法人、非営利団体（NPO法人を除く）等

呉市役所  
産業部商工振興課  
呉市中央4丁目1番6号（呉市役所5階）  
電話 25-3815

# 令和6年度 呉市中小企業融資制度の概要

## ◆呉市中小企業融資制度一覧

融資制度名	こんなときにご利用ください	利用できる方	融資の条件								申込先		
			使 途	限度額	期 間	返済方法 (据置期間)	年利 (%/年)	信用保証	保証料 (%)	保証人及び担保			
小口資金	① 小規模事業資金	小規模事業者 従業員20人(商業・サービス業5人 宿泊業・娯楽業・旅行業は20人)以下	運転・設備	2,000万円	10年以内	月 賦 (6か月以内)	1.2 以下	信用保証付	料率B	協会所定の方法 無担保	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口、広信 市信用、県信、商工中金 信用保証協会		
一般的な資金	② 経営安定資金	長期の運転資金が必要なとき	中小企業者又は組合	5,000万円		月 賦 半年賦 (1年以内)	1.7 以下					原則として 信用保証付	料率A
		短期の運転資金が必要なとき	中小企業者又は組合		運 転	2,000万円	1年以内	月 賦 半年賦 一時払	1.6 以下	料率B	金融機関 所定の方法 必要に応じて 担保を要す		
経営安定	② 経営安定資金	取引先の倒産により運転資金が必要なとき	中小企業者	1,000万円	10年以内	月 賦 半年賦 (1年以内)	1.0 以下	原則として 信用保証付	料率B			金融機関 所定の方法 必要に応じて 担保を要す	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口、広信 市信用、県信、商工中金
		災害復旧	中小企業者又は組合			運 転・設備				1,000万円	月 賦 半年賦 (2年以内)		
		景気対策特別	業況悪化しているために運転資金が必要なとき			中小企業者				運 転	2,000万円		
設備資金	③ 設備近代化資金	設備の近代化等のために設備資金が必要なとき(車等の購入も対象)	設 備	5,000万円	15年以内	月 賦 半年賦 (2年以内)	1.7 以下	信用保証付	料率A	協会所定の方法 無担保	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口、広信 市信用、商工中金		
独立開業	④ 創業支援資金	独立開業の資金が必要なとき	創業者又は創業後5年未満の中小企業者	3,500万円	10年以内	月 賦 (1年以内)	1.0 以下					信用保証付	0.7
		呉市インキュベーション施設入居者が独立開業の資金が必要なとき	創業者又は創業後5年未満の中小企業者かつ呉市インキュベーション施設入居者			運 転・設備	0.9 以下						
産業支援	⑤ ものづくり技術伝承資金	ものづくり技術の伝承や高度化のために資金が必要なとき	運 転・設備	2,000万円	10年以内	月 賦 半年賦 (1年以内)	1.15 以下	必要に応じて 信用保証を要す	料率B	金融機関 所定の方法 必要に応じて 担保を要す	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口、広信 市信用、商工中金		
	⑥ 職場環境改善資金	福利厚生、労働環境改善、ワークライフバランス推進等のため資金が必要なとき	運 転 (ワークライフバランスのみ)	1,000万円		月 賦 (2年以内)	1.2 以下						
	⑦ 公害防止資金	公害防止のための設備資金や運転資金が必要なとき	中小企業者又は組合	公害防止の 運 転・設備		1,000万円	月 賦 半年賦 (1年以内)	1.15 以下	原則として 信用保証付	料率B	金融機関 所定の方法 必要に応じて 担保を要す	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口、広信 市信用	
	⑦ 公害防止資金 (アスベスト対策)	アスベスト対策の資金が必要なとき	公害防止の 運 転・設備	2,000万円		月 賦 半年賦 (2年以内)	1.2 以下						
	⑧ 商店街等振興資金	商店街の事業者や新規事業者が資金が必要なとき	運 転	1,000万円		月 賦 半年賦 (1年以内)	1.2 以下	必要に応じて 信用保証を要す	料率B	金融機関 所定の方法 必要に応じて 担保を要す	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口、広信 市信用、県信、商工中金		
設 備	3,000万円	設 備	3,000万円										
借換支援	⑨ 借換支援資金	既往借入金の借換えのための資金及び新たに運転資金が必要なとき	市融資制度の借入金残高があり、経営環境によって経営の悪化を来しているが、その業況が回復する見込みがある中小企業者	既往保証付き借入金の返済資金及び返済資金以外の運転資金 (返済資金以外の運転資金は、1,000万円を限度額)	5,000万円	月 賦 (1年以内)	1.0 以下	信用保証付	料率A	金融機関又は協会所定の方法	広島、もみじ、呉信 伊予、中国、山口、広信 市信用、県信、商工中金		

## ◆信用保証料率

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会の所定料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
料率A (本市が保証料を一部負担)	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.72	0.54	0.41
料率B (本市が保証料を一部負担)	1.31	1.20	1.06	0.92	0.78	0.68	0.54	0.52	0.38

注1) 信用保証料率は令和6年4月1日現在のものであり、その後の信用保証料の改定等により変更することがあります。

注2) ①から⑨の区分は、融資申込者の経営状況等により、広島県信用保証協会が決定します。

## ◆取扱金融機関

広島：広島銀行、もみじ：もみじ銀行、呉信：呉信用金庫、伊予：伊予銀行、中国：中国銀行、山口：山口銀行、広信：広島信用金庫、市信用：広島市信用組合、県信：広島県信用組合、商工中金：商工組合中央金庫広島支店

注3) 現在、金融機関と取引のない方は、信用保証協会に申し込みを行い、金融機関へのあつ旋を受けることができます。

注4) 創業支援資金の保証料率については、信用保証協会の所定料率になる場合があります。